漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

不死を求めて---

香

は ľ B K

る<u>〔</u>〕 元年(前一〇四)夏五月に制定施行された暦で ある。 この 太初の改曆と同時に服色等の制度改正も同時に行われてい 太初曆とは、 改暦・改制度は封禪と並んで受命の王者が行うべき一 當時、 この改暦・改制度が社會的に持つ意味は大き 前漢・武帝(前一四一~前八七在位)の太初

大國家事業とされていた。(2) 儒者官僚の提示した三正説(表1)と い ぅ 王朝交代理論の この武帝により行われた改曆・改制度とは、從來說では(3)

に同じとされてきた。

(表2)の主導下で行われ、 さらに 武帝の 太初曆制定の眞 しかし私見によれば、太初の改曆・改制度は五德終始說

の意圖は黄帝のように登仙し不死を得るということにあっ

た、と考えられるのである。

表 1 三正說

周 殷 夏 冬至 冬至後三十日・季冬月・建丑月 冬至後六十日・孟春月・建寅月 E ・仲冬月・建子月 服 黑 赤 白

主導下で行われ、武帝の太初曆制定についての意向もこれ 夏正→殷正→周正→夏正(漢)

漢武帝における太初暦制定の眞の意圖

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

【表2】 五德終始說(相克關係)

→火德(周・赤)→水徳(秦・黑)→土德(漢・黄) 土德(黄帝・黄)→木德(夏・青)→金德(殷・白)

ていく。そして第二に、武帝の太初曆制定の際に出された 初の改制には、五德終始説→漢土德説→土德の帝・黄帝と 來は三正說ではなく五德終始說であったこと、さらには太 この檢討によって太初の改曆・改制度の主導理念とは、本 いう思想的流れのラインが存在していたことを明らかにし のように檢討する過程で、明らかにしていきたい。まず第 一に、『漢書』律曆志と『史記』曆書との比較檢討を行う。 本論考では、なぜこのような結論にいたったかを、 以下

が重視した三正説は武帝にどのように利用されたのかにつ ということを明らかにしていく。最後に、それでは從來說 詔の内容を『史記』封禪書の各所と對照し、分析を行って いて考察し、武帝期の儒術の實態について若干の見解を述 意圖とは、黄帝のように登仙し不死を得ることであった」 いく。この資料分析によって、「武帝の太初曆制定の眞の

べてみたい。

太初曆制定の主導理念

しろ五德終始説にあった、という事について、私見を述べ ここでは、太初の改制の主導理念は三正説ではなく、む

檢討をしていきたい。

太初曆制定の經緯に關する記事は、『史記』卷二十六曆

(1) 『史記』曆書における太初曆制定の過程: (5) 容をいささか冗長ではあるが書き出してみる。 書と『漢書』卷二十一律曆志上にみられる。以下にその内

が、改暦・改制度の餘裕がなかった。②文帝時、 後の太初元年五月夏至に頒行し、その際に詔を出した。 せ、落下閎に曆算させて夏正採用を決定した。太初曆完成 頓挫した。③武帝が卽位し、方士唐都に二十八宿を分かた 張。土徳に決定するとみられたが、新垣平の不祥事により 德終始説下の議論で、張蒼は水德說、公孫臣は土德說を主 制度について張蒼と公孫臣の閒で議論があった。これは五 ①漢初、漢王朝は水德王朝と高祖によって認識されていた には「黄帝」、「應水德之勝」等の語が見え、漢王朝が五德 改暦・改

(2)『漢書』律曆志における太初曆制定の過程終始説では土德王朝であることを提示。

①漢初は秦の正朔服色を踏襲。②武帝の元封七年、治曆家

のズレによる改暦要請。③儒家官僚(御史大夫兒寬・博士のズレによる改暦要請。③儒家官僚(御史大夫兒寬・博士(大中大夫公孫卿・壺邃・太史令司馬遷等)が、曆と天象

右の二資料の閒には決定的な相違點がみられる。まず第

の主導理念について『史記』曆書では五德終始説であると正説により決定したとしている點。第二に、改曆・改制度により決定したと し、『漢書』律曆志では兒寬等儒者が三一に、夏正採用について『史記』曆書では落下閎が曆計算

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖期について『史記』曆書では太初曆の完成後の太初元年夏

している點。第三に、武帝の太初曆に關する詔の發令の時し、『漢書』律曆志では兒寬等が提唱した三正說であると

上直後の太初暦制作着手時とされている點である。五月夏至であるとし、『漢書』 律暦志では 兒寛の 三正説奏

せ、班固が『漢書』の編集時に『史記』曆書から削除したここでさらに『史記』曆書と『漢書』律曆志を對照さ

轉曆、然後日辰之度與夏正同。乃改元、更官號、封泰山。①至今上卽位、招致方士唐都、分其天部、而巴落下閎運算

と思われる部分の一部を拔き出してみる。

下閎である」と明言している部分である。②は、武帝の詔③今日順夏至。②率應水德之勝。

る部分であることがわかる。それでは班固はなぜこのよう記』曆書の記事と『漢書』律曆志の記事との齟齬を提示す以上から班固によって削除された部分は、いずれも『史あった事を示している部分である。

部分である。また、③は、武帝の詔發令の日が「夏至」で德終始理論では漢王朝の德は土德にあたると明言している中の語で「漢王朝は水德の勝にあたる」、つまり 武帝が五

らなのであろうか。 誤りがあって、後日の資料により修正する必要があったか な資料削除を行ったのであろうか。『史記』曆書の記述に

を表化すると次のようになる。 際面で檢證することによってわかる。太初曆の改制の實際 なのか三正説なのかについてを、太初の改曆・改制度の實 の齟齬部分、太初の改暦・改制度の主導理念が五德終始説 その答えは否である。それは『史記』と『漢書』の第二

[表 3] 太初改制の實際

	-	
漢	秦	
夏	夏	Ξ
Œ	正	正
īE	十	歲
月	月	首
黄(土德	黑(水德	服
德	徳	色
五(土德)	六(水德)	數

色は夏正の色「黑」となるはずであった。 しかし 實際に は、五德終始説により導き出された漢土德説により決定さ 服色部分である。先に表1で見たように三正説では漢の服 れる「黄」となっている。すなわち改制の實際面では、三 ここで注目すべき點は、三正說と五德終始說が競合する

> 『漢書』律暦志の三正説主導説より妥當な見解である、と 思われるのである。 記述の如く五德終始説の主導のもとで行われたという方が る。つまり太初の改制は、その實際面では『史記』暦書の 正説よりも五德終始説の方が優勢になっていることがわか

述のように太初の改暦・改制度の實際面で服色が「黄」な めにはどうしても漢の夏正が三正説により決定されたとし のは動かし難い事實である。ここで三正説を參入させるた では服色と三正(夏正・殷正・周正)が問題になるが、上 暦者落下閎であるとしている記述を削除している。 三正説 を太初改制の主導理念と設定するためにはあってはならな 班固が『史記』曆書から削除した部分は、いずれも三正說 い記事である。そこでまず第一に『史記』で夏正決定は治 に置き換えるためであった、と私は考える。先に檢討した に太初の改暦・改制度の主導理念を五德終始説から三正説 歪曲するような編集を行ったのであろうか。それはひとえ では、なぜ班固は『史記』曆書の記事を削除して史實を

なければならない。そこで班固は、夏正決定が治暦者落下

閎であるという『史記』の記述を削除したのである。

ても 『史記』から夏至を削除することに よって 武帝の 詔發令の 武帝の詔中に三正説に關することが全く見當たらないこと の時期を、 の武帝の意向が五德終始説→漢土德説→土德の帝・黃帝と ある。『史記』の記述では、太初の改曆・改制度につ いて 初曆の制作が始まったかのような印象を讀む者に想起させ 操作は、たとえ武帝の詔中に三正説についての言及がなく 作着手の詔發令を行ったかのようにするためである。この 直後に配置し、あたかも武帝は兒寬の上奏を受けて新曆制 時期を不明確にした。これは武帝の詔を兒寬の三正說奏上 から行われた資料操作であると考えられる。すなわちまず 月に特定する記述を削除している。これは後述するように せざるをえなかったのであろう。最後には、武帝の詔發令 いう思想的流れのラインにあることを明示するために消去 次は武帝が詔中で漢土德説を明言している記述の削除が 兒寬の三正説に武帝が贊同し、三正説主導のもと太 夏至すなわち太初曆完成頒行時の太初元年夏五

説から『漢書』律曆志の三正説に置き換えられたのであっ太初の改曆・改制度の主導理念は『史記』曆書の五德終始このような班固による三種の巧妙な資料操作によって、

た。

ではなぜ班固は太初の改曆・改制度の主導理念を五德終の記述がら三正説に置き換えたのであろうか。班固編集の方のである。班固は制度改正理論として記述されているが、同書のでの制度改正理論とは三正説であって五德終始説ではない。方なわち班固にといったのである。班固は制度改正理論として記述されているが、同書的信念、儒者的立場からいって、あくまでも武帝の改曆・改制度については、多分に方士誘導的な五德終始説主導よりも三正説主導を貫きたかったのではないだろうか。明固編集の時間ではなぜ班固は太初の改曆・改制度の主導理念を五德終ではなぜ班固は太初の改曆・改制度の主導理念を五德終ではなぜ班固は太初の改曆・改制度の主導理念を五德終ではないだ五人の改善に表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述されている。

の書き換えは單なる修辭的なものではなく非常に意圖的なれている。いずれの研究においても、班固による『史記』他にも種々の例があり、先學による詳細な研究が旣になさ班固によるこのような意圖的な『史記』の書き換えは、

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

るものであった。

る。

百裁傳下)つまり班固は、『漢書』の編集記述には常に五經た班固の記述態度により描かれた班固の理想的歷史世界である、とされている。そしてこの班固により展開された理ある、とされている。そしてこの班固により展開された理ある、とされている。そしてこの班固により展開された理ある、とされている。そしてこの班固により展開された理ある、とされている。そしている。「綜其行事、傍貫五經、上下洽通」(『漢書』卷一している。「綜其行事、傍貫五經、上下洽通」(『漢書』をもし作業であり、その誘導先は歷史的事實(『史記』の記事をもし作業であり、その誘導先は歷史的事實(『史記』の記事をもし作業であり、その誘導先は歷史的事實(『史記』の記事をもし

は、儒者官僚の三正説主導によるすぐれて儒教的な改革で改制度の主導理念について、『史記』の記述にみえる五徳改制度の主導理念について、『史記』の記述にみえる五徳とが説→漢土徳説→土徳の帝・黄帝という多分に方士誘導のな部分を、児寬等儒者が提唱した三正説に置き換えていめな部分を、児寬等儒者が提唱した三正説に置き換えている。班固はこの書き換えによって、太初の改曆・改制度と『漢書』の書き換ここで、あらためて今回の『史記』と『漢書』の書き換ここで、あらためて今回の『史記』と『漢書』の書き換ここで、あらためて今回の『史記』と『漢書』の書き換

カュ

に宜言しているのである。

の精神つまりは儒教精神が根底に存在することを自ら高ら

武帝にとっての太初曆制定の意圖

の意圖は何處にあったのか」について檢討していきたい。者官僚の三正說主導の下に行われたと言うよりは、むしる方がより妥當であろうという見解が得られた。次には、る方がより妥當であろうという見解が得られた。次には、なしという正説主導の下に行われたと言うよりは、むし

から始めていきたい。太初曆制定時の武帝の詔は『史記』であり、武帝の儒術による國家制度改革の實現という意圖によってなされた」という從來說が、必ずしも史實に合致によってなされた」という從來說が、必ずしも史實に合致によってなされた」という從來說が、必ずしも史實に合致によってなされた」という從來說が、必ずしも史實に合致によってなされた」という從來說が、必ずしも史實に合致によってなされた」という後國家制度改革の實現という意圖

有司言星度之未定也、廣延宣問、以理星度、未

暦書には、

乃者、

ある、という彼の歴史觀に合った記述に成功したわけであ

六

蓋聞昔者黃帝合而不死、名察度驗、定淸濁、 は、まるで謎めいた語である。特に、「合して死せず」と

起五部、 建氣物分數。然蓋尙矣。書缺樂弛、朕甚閔 能詹也。

焉。朕唯未能循明也、 姑洗爲角。自是以後、氣復正、羽聲復淸、名復正變、 順夏至、黃鐘爲宮、林鐘爲徵、太蔟爲商、南呂爲羽、 紬績日分、率應水德之勝。今日

月名畢聚、日得甲子、夜半朔旦冬至。

旦多至已詹、 其更以七年爲太初元年。 年名焉 逢攝 提 以至子日當多至、則陰陽離合之道行焉。十一月甲子朔

とある。また、『漢書』律曆志には 乃者有司言曆未定、廣延宣問、以考星度、未能讎也。

蓋聞古者黃帝合而不死、名察發斂、定淸濁、起五部、

死

建氣物分數。然則上矣。書缺樂弛、 未能修明。其以七年爲元年。 朕 甚 難 之。 依 違 以

とある。

下には黄帝の事跡が述べられている點である。 し聞く、昔者、黄帝合して死せず」という語がみえ、その ここで注目したいのは、この二つの資料中に、共に「蓋

武帝のこの 「蓋し聞く、 昔者、 黄帝合して死せず」 と

漢武帝における太初暦制定の眞の意圖

のみでは意味を讀み取るのは困難である。以下に「合して いう語は、『史記』曆書と『漢書』律曆志の前後關係から

の説である。 は『漢書』の顔師古注から引用。④は方苞『史記注補正』 死せず」についての歴代注釋家の説をあげてみる。①~③

②孟康曰、合、作也。黄帝作曆、曆終而復始、無窮已也、 故曰不死。

①應劭曰、言黃帝造曆得仙。

③臣瓚曰、黄帝聖德、與神靈合契、升龍登仙、故曰合而不

④此詔書中語、合而不死。即封禪書所謂、黃帝迎日推策、 後率二十歲復朔旦冬至、凡三百八十年而僊登於天、蓋方 士之誕語也。合者、至日適與朔旦合也。

「合して」 について應劭と孟康は、 漠然と暦の制作の事

と言い、臣瓚は神靈と合する事と解釋している。また方苞 解している。私は方苞説が一番妥當であると考える。なぜ は、「合して」とは至日つまり冬至と朔の日を合する事と

月甲子朔旦冬至)を正確に算出して太初曆を作ったのだ、と 黄帝合而不死)、 今自分も黄帝と同じ 土徳の 天運 にあって が「合した」日の提示である。つまりこの詔中で武帝が宣 いうことなのである。 (率應水德之勝)、 しかも冬至と朔日の合する曆の起點(十一 つくる事によって 算出して 不死と なったように(蓋聞昔者 至と、月の位置の起點である朔日の合する日を正確な曆を 言したのは、いにしえに黄帝は太陽の位置の起點である冬 る。これは、太初曆の曆計算の起點である朔日と多至の日 きたい。 三番目の 傍線部に 「十一月甲子朔旦冬至」と あ る。ここでもう一度『史記』曆書の武帝の詔をみていただ 釋家たちの説よりもはるかに一層具體的かつ詳細な説であ る。これは前後關係から漠然と「曆の制作」という他の注 として曆を造った、ということを 意味 して いるからであ 正しく察知し、これを曆の始めの日と定め、この日を起點 なら、この「多至と朔日を合する」ということは、より詳 しく言えば、暦計算により冬至と朔の日が「合する」日を

> 他指南をする者として、そして律暦志には暦を治める者と 一大五郊祀志、先に上げた『漢書』律暦志にその名が見えて 大五郊祀志、先に上げた『漢書』律暦志にその名が見えて 十五郊祀志、先に上げた『漢書』律暦志にその名が見えて 十五郊祀志、先に上げた『漢書』律暦志にその名が見えて いる。封禪書および郊祀志には以下にみるように武帝に登 したのである。これを 受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。これを 受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。これを 受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。これを 受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。これを 受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。これを 受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。これを 受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。これを 受けて公孫卿は武帝に上奏文を提出したのである。これを では、封禪書と『漢書』卷二 十五郊祀志、先に上げた『漢書』神暦志にその名が見えて いる。封禪書および郊祀志には以下にみるように武帝に登

することによって登仙する方法である。この(1)の曆を曆を作ることによって登仙する方法。そして(2)封禪を二つの登仙プログラムを提示している。それはまず(1)さて、封禪書によれば、公孫卿は武帝に、黄帝が行った

して登場する。

ここでいまひとつ問題が起こってくる。それは、なぜ黄

作ることによって登仙する方法が、先に提起した「黄帝が (2) 封禪による登仙

く。まず元鼎四年秋の公孫卿の奏上文の内容を以下にまと解き明かす鍵となる。では順を追って資料を 檢討 して い暦を作ったことが何故不死につながるのか」という疑問を

(1) | 造暦による登仙

めてみよう。

鬼與區は「黄帝は寶鼎と神策すなわち天敷を推算する筴を至の年に)寶鼎を得、これを臣下の鬼與區に問うたところ、有する「札書」には、次のようにある。②黄帝は、(朔旦冬たる。これは黄帝が登仙した時運と同じである。公孫卿の①武帝が寶鼎を得た今年(元鼎四年)は、朔旦が冬至に あ

得ました。今年は己酉の朔旦が冬至と合する日です。朔旦

迎え、三百八十年後(十九年七閏法で一九年×二十)に登仙しが巡って來ることを曆算し、この朔旦冬至をおよそ二十回策を以って日月の推算をし、およそ二十年で再び朔旦冬至(端緒・始め)の時なのです」と言った。 ③そこで黄帝は神冬至とは天のめぐりが終わってまた新たに始まる 天の 紀

運の巡り合わせにある、と言う。さらに黄帝はこの朔旦冬計算をして朔と冬至の合する日を推算した時と全く同じ天態は、いにしえ黄帝が寶鼎と神策を得てこの神策により曆寶鼎を得てしかもその年が朔旦冬至に當たる今の武帝の狀寶鼎を得てよる登仙方法において公孫卿は、受命の徽である造曆による登仙方法において公孫卿は、受命の徽である

日)の祝詞

詔中の「蓋し聞く、昔者、黃帝合して死せず」とはすなわこのような封禪書の公孫卿の奏上を背景とすれば、武帝の至を二十回迎え、三百八十年後に登仙したと言っている。

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

たした事となる。 たした事となる。 たした事となる。 これは武帝個人にとっては、登仙プログラムを一つ果合する日を算出して太初曆という新しい曆を作ったのでああったことがよくわかる。そして今、武帝も冬至と朔日をにより正しく察知し、登仙し不死となった」という意味でち「昔黃帝は冬至と朔日の合する日を正確な曆を作ること

の日に武帝が神策拜領のために奉った祝詞である。とができる。以下にあげる資料A・Bは、ともに朔旦冬至とができる。以下にあげる資料A・Bは、ともに朔旦冬至とができる。以下にあげる資料によっても檢證するこ

A 元鼎五年 (前一一三) 十一月辛巳朔旦冬至の太 一郊祭

元封七年(前一〇五)十一月甲子朔 旦 冬 至(太初曆曆首見焉。 (『史記』卷二十八封禪書)天始以寶鼎神策授皇帝、朔而又朔、終而復始、皇帝敬拜

われている。 資料Bには「天、 皇帝に 太元の 神策を 増授の段階へと取り掛かったのである。それは、資料Bにあら太初曆を制定して②の段階をクリアーし、これと同時に③

В

天增授皇帝太元神策、周而復始。皇帝敬拜太一。

ここで今一度、公孫卿が武帝に示した『札書』の(1)(『史記』卷二十八封禪書)

様に寶鼎と神策を得たことを壽いている。さらに武帝は、造曆による登仙の內容を振り返ってみよう。公孫卿によれ の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアーしている。こ の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアーしている。こ の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアーしている。こ の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアーしている。こ の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアーしている。こ の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアーしている。こ の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアーしている。こ は、登仙のためには①朔旦冬至の年に寶鼎と神策を得る。 という三段階のプロセスが必要とされている。こ の段階を元鼎四年夏六月に既にクリアーしている。こ の段階に取り掛かったのが、資料Aの元鼎五年十一月辛巳朔 という最初 という という最初 の段階に取り掛かったのが、資料Aの元鼎五年十一月辛巳朔 という という という の段階に取り掛かったのが、資料Aの元鼎五年十一月辛巳朔 という のりた。 のり

を意味している。このように資料ABの神策拜領に關する 子朔旦冬至の日、武帝が神策拜領の第二回目を終えたこと し」とあり、これは太初曆の曆計算の起點である十一月甲 公孫卿の登仙プログラムをまとめると次のようになる。 造暦・神策拜領によって登仙

資料からも、武帝が公孫卿によって示された登仙プログラ ①朔旦冬至の年に寶鼎と神策を得る。②神策により推算 (造曆) し、 朔旦冬至が巡ってくる周期を割り出す。

次に關連があると思われる武帝の實際の事跡を年代順に④封禪。⑤登仙。 山・泰山・東萊山)・甘泉で「神與通」。③上帝を擁で祀る。

まとめ、上の登仙プログラムの内容と對照させてみると以

實踐し、自らも黃帝のように不死になることであった、とくることによって登仙し不死となった」という事跡を再び

公孫卿が提案した登仙プログラム中にある「黄帝は暦をつ

以上の考察により、武帝の太初曆制定の眞の意圖とは、

えるのである。

ムを、實に忠實かつ積極的にこなしていったことがうかが

いうことが明らかになったと思う。

さて、これまで武帝の事跡と對照させて檢討してきたの

下のようになる。

○元鼎四年(前一一三)六月、朔旦多至の年に寶鼎を得る。

○元鼎四年(前一一三)秋、公孫卿に、 黄帝の造暦 登仙、

○元鼎五年 (前一一三) 十一月辛巳朔旦冬至、 甘泉で 太一○元鼎五年 (前一一三) 十月、擁で上帝を祀る。 (B③)

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

得てからの武帝の事跡をまとめて對照させてみたい。まず

プログラムをまじえて、公孫卿の登仙プログラムと寶鼎をしたかをさらに確認するために、今一つの封禪による登仙

こで、武帝がいかに公孫卿の登仙プログラムを忠實に實踐

による登仙と封禪による登仙のうち前者のみであった。こは、公孫卿が提示した二種の登仙プログラムすなわち造曆

を祀り、初めて神策を拜領する。(A①とB②)

○元封元年(前一一○)三月、 太室山・泰山・東萊山 に登

〇元封元年(前一一〇)四月、封禪を行う。 (B④)

至、第二回神策拜領。(A②と同時に③)(大初曆曆首日の元封七年(前一〇五)十一月甲子 朔旦冬

これを見ると、武帝は公孫卿の示した登仙プログラムの○太初元年(前一○四)夏五月夏至、 太初曆頒行。(A②)

ほぼ全ての過程を實踐したことがわかる。先に、前漢武帝

し、黄帝の行った同じ登仙プログラムを實踐し、黄帝のよとげた。これは武帝にとっては黄帝と同じ土徳王朝を受命よって受命の徴を受け、さらに封禪と改曆・改制度をなし改曆・改制度であったと述べた。武帝は寶鼎を得たことにの時代、受命の王者に期待される一大國家事業とは封禪と

以上の考察により、太初曆の制定と改制度も、封禪がそ

うに登仙するという願望達成の手段でもあったのである。 (ユ)

武帝の封禪が登仙の手段であったことは旣に周知のことで

ここでまとめてみる。であったことが明らかになったことと思う。以上の考察をうであったように、武帝にとっては登仙への重要な一手段

①太初の改暦・改制度の主導理念は、兄寬等儒者の提示し①太初の改暦・改制度の主導律暦志のみの解釋によって、太初の改暦・改制度の主導理念は三正説であり、武帝の太初暦の制定の意圖も三正理念は三正説であり、武帝の太初暦の御集による『漢書』

御度における武帝の眞意は、十分理解できないものと思 暦書と『漢書』律暦志の比較、及び『史記』封禪書等と の對照によって分析した。その結果、武帝にとっての太 の對照によって分析した。その結果、武帝にとっての太 の対照によって分析した。その結果、武帝にとっての太 の対照によって分析した。その結果、武帝にとっての太 の対照によって分析した。その結果、武帝にとっての太 の対照によって分析した。その結果、武帝にとっての太 の対照によって分析した。その結果、武帝にとっての太 の対照によって分析した。という一面があった事が明 らかになった。この觀點を缺いては、太初の暦制定・改

これが武帝の太初暦制定の眞の意圖を考察し、得られた

われる。

る。とってどのような意味を持っていたのかということであとってどのような意味を持っていたのかということであく。それは、それでは兒寬らの提唱した三 正説 は 武帝 に結論である。これで今一つ残された問題があることに氣づ

三 武帝と三正説

寛傳の記述が大きな示唆を與えてくれる。
帯にどのような上奏をしたのかという『漢書』卷五十八兒素が武帝にどのように利用されたのかという『史記』封禪案が武帝にどのように利用されたのかという『史記』封禪太い。

まず封禪書の記事についてみてみよう。司馬遷は言う、

帝の封禪の本質とは、黄帝の封禪の再現であり、儒術はそ歳禮、而羣儒采封禪尚書周官王制之望祀射牛事。―中略―數年、至且行。天子旣聞公孫卿及方士之言、 黄帝以上封數年、至且行。天子旣聞公孫卿及方士之言、 黄帝以上封數年、至且行。天子旣聞公孫卿及方士之言、 黄帝以上封數年、上與公卿諸生議封禪。 封禪用希曠絕、莫知其「自得寶鼎、上與公卿諸生議封禪。 封禪用希曠絕、莫知其

帝の封禪獨自擧行の後押しをしたのが他ならぬ兒寬なので儒生を退けて獨自に封禪を擧行したとされている。この武り封禪の事を辨明できないのに業を煮やして、ことごとくり封禪の一手段にすぎないことになっている。封禪書での文飾の一手段にすぎないことになっている。封禪書で

で封禪の事を議したが未だ定まらずの狀態のなか、武帝が で封禪の事を議したが未だ定まらずの狀態のなか、武帝が 見寬に司馬相如の遺書に封禪のことがあるのを下問したと たろ、兒寬は次のように返答したとある。「唯聖主所由、 と為。「唯聖主所由、 世得人自盡、終莫能成。唯天子建中和之極、兼總條貫、金 世得人自盡、終莫能成。唯天子建中和之極、兼總條貫、金 を で封禪の事を議したが未だ定まらずの狀態のなか、武帝が の で封禪の事を議したが未だ定まらずの狀態のなか、武帝が の で と の で と の の の に の の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に に の に に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の

行した封禪であったはずなのに、その封禪後の武帝の詔にここで興味深いのは、儒生の進言をことごとく退けて擧

『漢書』は記述している。

漢武帝における太初暦制定の眞の意圖

「古者天子五載一巡狩、用事泰山」(『史記』 封禪書)なる語がみえる事である。これは明らかに、封禪と『尚書』 堯典がみえる天子の巡狩を武帝が同一化したことを意味している。實際武帝はその後五年に一回の封禪を行い、これは巡の封禪舉行の眞の意圖は「不死登仙」にあり、これを古聖正が行った巡狩であとづけて文飾するというパターンである。武帝はこれで「不死登仙」とともに、歴代古聖王に並ぶ、天から受命された帝王の一人としての權威をも獲得できたはずである。

るための工作を怠らなかった。すなわち古聖王の三正説を初改制のどちらにも兒覧が關わっていることから容易に推初改制のどちらにも兒覧が關わっていることから容易に推測される。すなわち武帝の太初曆制定の眞の意圖は封禪と測される。すなわち武帝の太初曆制定の眞の意圖は封禪と太初曆制定の際に兒寬から提唱された三正説にもこの太初曆制定の際に兒寬から提唱された三正説にもこの

既に治暦者らによって決定されていた「夏正」と巧みに結既に治暦者らによって決定されていた「夏正」と巧みに結びつけて、儒術による文飾をし、歴代古聖王の仲閒入りをびつけて、儒術による文飾をし、歴代古聖王の仲閒入りをは意のままに儒術を引き出してくる眞に便利な御用學者では意のままに儒術を引き出してくる眞に便利な御用學者であったともいえる。

採用され、三正説も『白虎通德論』三正篇によって正式なな。『史記』卷一百二十一儒林列傳の兒覧傳は「寬在三公る。『史記』卷一百二十一儒林列傳の兒覧傳は「寬在三公と、不爲盡力」といい、『漢書』兒寬傳は「寬爲御史大夫、之、不爲盡力」といい、『漢書』兒寬傳は「寬爲御史大夫、之、不爲盡力」といい、『漢書』兒寬傳は「寬爲御史大夫、之、不爲盡力」といい、『漢書』兒寬傳は「寬爲御史大夫、之、不爲盡力」といい、『漢書』兒寬傳は「寬爲御史大夫、之、不爲盡力」といい、『漢書』兒寬傳は「寬爲御史大夫、之、不爲盡力」といい、『漢書』兒寬傳は「寬爲御史大夫、之、不爲盡力」といい、『漢書』兒寬傳は「寬任三公都の書」といい、『漢書』三正篇によって正式な術の参入は、後漢の光武帝時代には正式な儒教儀式として術の参入は、後漢の光武帝時代には正式な儒教儀式としてが書は、後漢の光武帝時代には正式な儒教儀式として、「論」、「記述者」三正篇によって正式な統別、「記述者」、「

この兒寬の事例は、 王朝交代理論の一つとして認定を受けているからである。 前漢武帝期における儒術の有り様の一

端を垣閒見せているといえよう。

ったことが、本稿の以上の考察によって明らかになったと 曆・改制度も、實はこの武帝の登仙願望に與するものであ 周知のことであるが、從來は儒教主導と言われてきた改 武帝の封禪舉行の眞の目的は登仙願室にあることは旣に

思われる。

なっていくのである。(17)

期には封禪の本質的敎義へとすり替わり、「經說」とまで

代の郊祀は五行思想から出た新説や民閒信仰もしくはそれ を潤飾した巫祝方士等の言議に由來しながら、それに權威 的祭祀である郊祀について次のように指摘している。「漢 しかし、こと武帝期の封禪、そして本稿で檢討を加えた改 ひなしたものらしい。」これは郊祀についての指摘である。 またそれを利用して、恰も古の禮が今に行はれる如くにい をつけるために儒家の所説に附會したものであり、儒家も 津田左右吉博士は「漢代政治思想の一面」で前漢の國家

ある。

應をみせた見寬によって、儒術による文飾が追隨されたの が、ここに古聖王に並ぶ帝王としての權威獲得という武帝 帝登仙への一體化願望と武帝に登仙實現の具體策を卽時提 である。そしてこの儒術による文飾は、やがて後漢光武帝 のもう一つの願望が加わるに及んで、公孫卿に並ぶ卽時對 供した方士公孫卿の活動にその本質的主導性があったのだ である。すなわち封禪も改曆・改制度も、 暦・改制度についていえばこれと全く同じことがいえるの 武帝の强烈な黄

改制度が、武帝・方士・儒者それぞれの思惑を織り交ぜて は び儒教の實態について、一つの典型例を提示しているので 進められていくさまは、前漢の祭祀と當時の方士の活動及 武帝が擧行した一大國家祭祀である封禪と改曆・改制度 前漢代の一つの重大な局面である。この封禪と改曆

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖

討

- 六武帝紀には「〈太初元年)夏五月、正曆、以正月爲歳首、方武帝紀には「〈太初元年)夏、漢改曆、以正月爲歳首、而色上る)には「〈太初元年)夏、漢改曆、以正月爲歳首、而色上字なし)、『漢書』卷二十五郊祀志下(「官名」を「官」に作字に』卷二十八封禪書(「因」(1)『史記』卷二十八封禪書(「因」
- 朔、易服色、推本天元、順承厥意」とある。(2)『史記』卷二十六曆書に『王者易姓受命、必愼始初、改正色上黃、敷用五、定官名、協音律』とある。
- (4) 前漢王朝で展開された五德終始説による漢王朝受命の「德」創文社、一九九六年、一一四~一一七・一二二~一二四頁。七年、七~九頁。川原秀城『中國の科學思想―兩漢天學考』(3) 能田忠亮・藪內淸『漢書律曆志の研究』全國書房、一九四
- り、劉歆が五德終始説の相生説による漢火德説を打ち出しり、劉歆が五德終始説の相生説による漢王朝受命の「徳」とし(『史記』卷二十八哲書)。ついで文帝時、漢土徳説(公孫臣説)と漢水德説(張蒼説)の議論があり殆ど土徳説に決定し説)と漢水德説(張蒼説)の議論があり殆ど土徳説に決定し説)と漢水徳説(張蒼説)の議論があり殆ど土徳説に決定し説)と漢水徳説(張蒼説)の議論があり殆ど土徳説に決定し記)と漢水徳説(張蒼説)の議論があり殆ど土徳説に決定し記)と漢水徳説(張蒼説)の議論があり光と土徳説に決定し記)と漢水徳説(張蒼説)の議論があり、漢を水徳王朝とした「黒には「赤帝」の「赤」を向んだが、入闘時には自らを「黒には「赤帝」の「海」を加える漢王朝で命の「徳」と、劉歆が五徳終始説による漢と朝時には「東京」と、劉歆が五徳終始説による漢と朝時には「東京」と、劉歆が五徳終始説による漢と東京という。前漢王朝で命の「徳」と、劉歆が五徳終始説による漢王朝受命の「徳」と、劉歆が五徳終始説の相生説による漢と朝時には、「東京」と、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、東京」を、「東京」を、東京」を、「東京」を、東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」と、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」と、「東京」を、「東京」と、「東京」と、「東京」を、「東京」と、「東京」を、「東京」と、「東京」と、「東京」と、「東京」を、「東京」と、「東京」と、「東京」を、「東京」と、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」を、「東京」は、「東京」を、

- 五德終始說の相克說により導き出されている。たのである。なお本稿で問題としている武帝時の漢土德說は用し(『後漢書』卷一上光武帝紀)、以後漢は火德王朝とされ(『漢書』卷二十一律曆志下)、後漢王朝は漢火德說を 正式 採
- 應させている。 ①等の記號は、本論考中で筆者が箇條書きにした區切りと對 簡制定過程の本文を参考としてあげておきたい。なお文中の を制定過程の本文を参考としてあげておきたい。なお文中の のででは、一種を

『史記』曆書

應水德之勝。今日順夏至、黃鐵爲宮、林鐵爲徵、太族爲應水德之勝。今日順夏至、黃鐵爲宮、林鐵爲徵、太族爲縣之也、廣延宣問、以理星度、未能磨也。蓋聞昔者黃帝合而不死、名察度驗、定清濁、起五部、健氣物分數。然蓋的之未、更官號、封泰山。因韶御史曰、乃者、有司言星度之未成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴辛、後作亂、成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴辛、後作亂、成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴辛、後作亂、成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴辛、後作亂、成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴辛、後作亂、成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴辛、後作亂、成。而新垣平以望氣見、頗言正曆服色事、貴辛、後作亂、以爲非是。罷之。其後黃龍見成紀、張蒼白點、所欲論著不以爲非是。罷之。其後黃龍見之,以爲非是。不復其之,以爲非是。此其之,以爲其之,以爲其之,以爲其之。其以爲然。是時天下初定、方綱紀大基、明習曆及張蒼等、咸以爲然。是時天下初定、方綱紀大基、明習曆及張清等、咸以爲然。是時天下初定、方綱紀大基、

甲子朔旦冬至已詹、其更以七年爲太初元年。年名焉逢攝提名復正變、以至子日當冬至、則陰陽離合之道行焉。十一月商、南呂爲羽、姑洗爲角。自是以後、氣復正、羽聲復淸、

』律曆志格、月名畢聚、日得甲子、夜半朔旦冬至。

愚以爲三統之制、後聖復前聖者、二代在前也。今二代之統 ①漢興、方綱紀大基、庶事草創、襲秦正朔。以北平侯張 漢曆。——中略—乃以前曆上元泰初四千六百一十七歲、至於 爲元年。⑤遂詔卿、遂、遷與侍郎尊、大典星射姓等、議造 矣。書缺樂弛、殷甚難之。依違以惟、未能修明。其以七年 曆未定、廣延宣問、以考星度、未能讎也。蓋聞古者黃帝合 以定大明之制、爲萬世則。④於是乃韶御史曰、乃者有司言 絕而不序矣、唯陛下發聖德、宣考天地四時之極、則順陰陽 也。臣等聞學編陋、不能明。陛下躬聖發價、昭配天地、臣 明受命於天也。創業變改、制不相復、推傳序文、則今夏時 上。寬與博士賜等議、皆曰、帝王必改正朔、易服色、所以 經術、上乃詔寬曰、與博士共議、今宜何以爲正朔、服色何 司馬遷等言、曆紀壞廢、宜改正朔。③是時御史大夫兒寬明 元封七年、漢興百二歲矣、大中大夫公孫卿、壺遂、太史令 色、未覩其眞、而朔晦月見、弦望滿虧、多非是。②至武帝 蒼言、用顓頊曆、比於六曆、疎闊中最爲微近。 然正朔服 而不死、名察發斂、定淸濁、起五部、建氣物分數。然則上

疏遠者十七家、復使校曆律昏明。—中略—遂用鄧平曆、以所治同。—中略—乃韶遷用鄧平所造八十一分律曆、罷廢尤斯分天部、而閎運算轉曆。其法以律起曆。—中略—與鄧平與民閒治曆者、凡二十餘人、方士唐都、巴郡落下閎與焉。曆。⑥乃選治曆鄧平及長樂司馬可、酒泉候宣君、侍郎奪及曆、⑥乃選治曆鄧平及長樂司馬可、酒泉候宣君、侍郎奪及至、日月在建星、太歲在子、已得太初本星度新正。姓等奏至、日月在建星、太歲在子、已得太初本星度新正。姓等奏

認められていたことがわかる。 に伴う制度改革理論には、一般的には五徳終始説と三正説が徳志には、「天命五代、正朔三復」とあり、後漢の王朝交代(6) 『白虎通德論』と同時代の後漢王符の『潜夫論』卷八・五

平爲太史丞。

- 王室の意向上取らざるを得ない説でもあったのであろう。の再檢討」、日本中國學會報、第四八號、參照)、また、後漢の再檢討」、日本中國學會報、第四八號、參照)、また、後漢の再檢討」、日本中國學會報、第四八號、參照)、また、後漢の再檢討」、日本中國學會報、第四八號、參照)、また、後漢書』卷二十五郊祀志贊・同卷一高帝紀贊)。漢火德、
 ・) 班固は、漢王朝が火德王朝であることについては肯定して
- 四~五頁)では、『史記』 卷一百十匈奴列傳と『漢書』 卷九像―宣王像のゆれと變雅の成立―」(『詩經研究』第二二號、例が述べられている。また、加藤實「漢代詩説における宣王語化するという明確な意思によって種々の資料操作をした事話を書店、一九九五年)では、班固が漢王朝をあるべき変に神波書店、一九九五年)では、班固が漢王朝をあるべき変に神波書店、一九九五年)では、班固が漢王朝をあるべき変に神波書店、一九九五年)では、近国が漢王朝神話」(『儒教成立史の研究』、岩

元封七年、 復得關逢攝提格之歲、 中冬十一月甲子 朔 旦 冬

序に合わせた解釋に書き換えた例があげられている。十四匈奴傳の比較により、班固が『史記』の記事を毛詩の詩

- **漢土德説というラインが班固によって消去されたためにでき** 説がすでに提示されており、當然のことながら事の前後關係 文脈上にズレを生じさせ、資料操作の跡を露呈させている。 た断絶なのである。このように班固の意圖的編集は、資料の ながっていない。これは太初曆制定の理念から五德終始說― に關する事跡で埋めつくされ、前後の文章は內容的に全くつ の韶は、なぜか五徳終始説―漢土徳説の延長線上にある黄帝 あるからである。見寛等の奏上を受けて出されたはずの武帝 て死せず」という語が見えるという明らかな文脈上の斷絕が に關する語が全く見えずかえって「蓋し聞く、古者黃帝合し 續く構成となっているにもかかわらず、武帝の韶には三正説 には兒寛等による三正説導入の上奏があり、ついでこの韶が 提示となるものである。それは、先述のようにこの詔の直前 には全く矛盾がみられない。 く異質な内容であり、班固による資料操作のさらなる證據の この黄帝についての記述は『漢書』律曆志においては、全 一方の『史記』曆書では、この詔の前に五徳終始說―漢土徳
- までは十月歳首)。(□) この時點では元號は十月切り替えである(漢は太初の改曆)
- (11) 註(10)參照。
- (12) もちろん太初の改曆・改制度は、武帝の個人的な登仙願望

達成のためだけに行われたのではない。特に改麿に關しては を受けていたのであり、『史記』卷二十八封禪書』、これらの な行である。 しかし封禪がそうであったように、太初の改 な行である。 しかし封禪がそうであったように、太初の改 な行である。 しかし封禪がそうであったように、太初の改 を受けていたのであり、『史記』卷二十八封禪書)、これらの な行である。 しかし封禪がそうであったように、太初の改 を受けていたのであり、『史記』卷二十八封禪書)、これらの なお武帝の張一義は、武帝の國家の祭祀者としての使命 なお武帝の不死願望を、武帝を國家の祭祀者として捉えることによって漢王朝の永遠不滅願望と一體化して考えることも できるが、この件に關しては今後の研究課題としていきた できるが、この件に關しては今後の研究課題としていきた できるが、この件に関しては今後の研究課題としていきた できるが、この件に関しては今後の研究課題としていきた

(3) 川原前掲論文(一二二頁)ではこの矛盾を三正説と五德終 があまりにも多すぎるのである。私見では、夏正は治暦者が があまりにも多すぎるのである。私見では、夏正説と五德終始説との併用とみると、さらに秦王朝の取り扱 正説と五德終始説との併用とみると、さらに秦王朝の取り扱 では秦を認めると漢は殷正となる)が五德終始説では秦 を認めている(秦を認めると漢は殷正となる)が五德終始説では秦 を認めている(秦を認めると漢は殷正となる)が五德終始説では秦 を認めている(秦を認めないと漢は水徳王朝となる)のであ る。このように主導理念に三正説を想定すると深刻な矛盾點 では秦 である。しかし、同論

あとづけの文飾程度の説であったが故に上述の矛盾が發生 決定し、後述のように三正説はこの夏正決定へのあとづけの 儒術による文飾程度のものであったであろうと考えている。

14 見寬と封禪の關係については永井爾人「經學史から觀た封

禪說の形成」(『中國古典研究』第四十二號、一九九七年)參

し、同時に默認もされたのであろう。

15 いたことがわかる。 は封禪と巡狩が完全に一體化し、國家儀式として採用されて 川」をそのまま踏襲したものであり、光武帝の封禪學行時に 書』堯典の舜の巡狩「歲二月東巡守、至于岱宗柴、望秩于山 秩於山川」(『續漢書』志第七祭祀志上)とある。これは『尙 には「維建武三十有二年二月、皇帝東巡狩、至于岱宗柴、望 建武三十二年(五六)に擧行された光武帝の封禪の刻石文

<u>16</u> 六五年) 『津田左右吉全集』第十七卷、八九頁。(岩波書店、一九

(17) 永井前揭論文參照。

執 筆者紹介

石 合 香 早稻田大學大學院生

口 拓 壽 東京大學大學院生

水

横

手

裕

千葉大學助教授

實 關西大學大學院生

佐

藤

楠

Щ

春

樹

早稻田大學名譽教授

郞 京都大學人文科學研究所教授

小

南

Ξ

浦

Œ 國 治 雄 大谷大學圖書館幹事 大阪市立大學教授

尾

崎

勝 京都產業大學教授

橋

本

高

漢武帝における太初曆制定の眞の意圖